

検討の論点(案)

1. パーソナルデータの利活用のための環境整備

・ 条例による非識別加工情報の仕組みの導入を前提としつつ、官民データのより積極的な利活用が行われる環境を整備するためには、どのような検討が必要か。

- ① 民間事業者(データの利用者)の視点
- ② 地方公共団体の視点
- ③ 本人の視点

2. パーソナルデータの類型

・加工の対象となる個人情報の範囲をどのように考えるべきか。

3. 地方公共団体の関与等のあり方

- ・共同して非識別加工を行う場合の実施主体は、地方公共団体とするか、別の機関の事務とするか。
- ・地方公共団体とは別の機関の事務として非識別加工を行う場合の規律等のあり方はどうあるべきか。

4. 既存の保護法制との整合性等

- ・個人情報保護法との整合性をどのように確保すべきか。
- ・行政機関個人情報保護法との整合性をどのように確保すべきか。
- ・地方独立行政法人の保有する個人情報も対象とすべきではないか。

5. パーソナルデータの円滑な加工のための技術上の措置(技術検討WGでの検討)

- ・非識別加工処理を一又は複数の機関で行う場合、オンラインで情報を収集する際のデータ形式等はどうあるべきか。
- ・オンラインで情報収集する場合のセキュリティについて、留意すべき点は何か。